

《理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類》

公益財団法人目黒寄生虫館

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人目黒寄生虫館（以下「この法人」という。）定款第20条及び第38条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第32条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 使用人兼務常勤役員とは、常勤役員の理事のうち職員に対する就業規則及び賃金規程に規定する法人の使用人として給与の支給を受ける者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第16条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員及び使用人兼務常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第13号で定める、役員及び評議員としての職務遂行の対価として受ける報酬、賞与その他の財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤役員は、役員としての職務遂行の対価として、別表1の額を上限に報酬を支給することができる。

- 2 個々の報酬額は評議員会の決議により定め、年額を12等分して職員と同日に支給する。
- 3 使用人兼務常勤役員を除く常勤役員は1名までとし、業務の遂行上やむを得ず増員が必要な場合は、評議員会の承認を経て報酬の総額を定めるものとする。
- 4 常勤役員は、交通費及び賞与並びに退職金は支給しない。

(使用人兼務常勤役員の給与等)

第4条 使用人兼務常勤役員に対しては、使用人としての職員の職務の対価として、就業規則及び賃金規程に規定に基づき作成される労働契約書に則り給与及び交通費等を支給するものとし、賞与及び退職金等の支給の有無は各労働契約書に定めるところによる。

- 2 使用人兼務常勤役員に対しては、理事の職務執行の対価としての役員報酬は支給しない。そのためこの規程を適用しないものとする。

(非常勤役員の報酬等)

- 第5条 非常勤役員は、会議等への出席1日につき日額報酬を支給するものとし、監事による監査を実施した場合も同額の報酬を支給する。年間支給額の総額と報酬額は別表2を上限として評議員会がこれを定める。
- 2 非常勤理事のうち週1日以上週3日未満の頻度で来館する者には、別表2に定める額の範囲内で報酬を支給することができる。個々の報酬額は評議員会の決議により定め、原則として年額を12等分して職員と同日に支給するものとする。
 - 3 前2項のほか、この法人が特別の任務として講師または原稿執筆を委嘱した場合には、別に定める謝金等の支払基準に関する規則に基づき、講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
 - 4 非常勤役員には、交通費及び賞与並びに退職金は支給しない。

(評議員の報酬等)

- 第6条 評議員は、会議等への出席1日につき日額報酬を支給するものとし、その総額は定款第20条によるものとする。日額報酬額は別表3を上限として評議員会で定める。
- 2 前項のほか、この法人が特別の任務として講師または原稿執筆を委嘱した場合には、別に定める謝金等の支払基準に関する規則に基づき、講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
 - 3 評議員には、交通費及び賞与並びに退職金は支給しない。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。
- 2 前項における支給方法は、原則として本人名義の金融機関口座への振り込むものとする。ただし非常勤役員及び評議員については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給することもできる。

(費用)

- 第8条 この法人は、役員または評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なくその実費を支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

- 第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、公益財団法人目黒寄生虫館の設立の登記の日から施行する。
2. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より一部改正する。
3. この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より一部改正する。
4. この規程は、令和 3 年 3 月 22 日より一部改正する。
5. この規程は、令和 5 年 6 月 25 日より一部改正する。

別表 1（第 3 条第 1 項関係）

1 人あたり常勤役員の報酬上限（年額）	¥3,000,000
---------------------	------------

別表 2（第 5 条第 1 項及び第 2 項関係）

非常勤役員にこの法人が支給する 報酬の年間総額の上限	¥1,000,000
非常勤役員が会議等に出席する際の日額報酬の上限額 *税額控除後の金額とする。	¥5,000

別表 3（第 6 条関係）

評議員が会議等に出席する際の日額報酬の上限額 *税額控除後の金額とする。	¥5,000
---	--------

令和5年6月25日

公益財団法人目黒寄生虫館 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
新旧対応表

旧 別表2但書

*週1日以上週3日未満出勤する非常勤役員を除く。

新

削除